

稲敷地方広域市町村圏事務組合  
第 4 次  
地球温暖化防止実行計画

平成 30 年 4 月

稲敷地方広域市町村圏事務組合

## 目 次

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| <b>第1章 計画策定の背景</b> . . . . .      | 1  |
| 1 計画策定の背景と位置付け . . . . .          | 1  |
| 2 計画の目的 . . . . .                 | 2  |
| 3 計画の期間 . . . . .                 | 2  |
| 4 計画の対象範囲 . . . . .               | 2  |
| 5 新たな施設の取り扱い . . . . .            | 2  |
| 6 対象とする温室効果ガス . . . . .           | 3  |
| <b>第2章 温室効果ガス排出量の現況</b> . . . . . | 4  |
| 1 温室効果ガスの要因となる燃料使用量 . . . . .     | 4  |
| 2 温室効果ガスの排出量 . . . . .            | 4  |
| 3 温暖化対策の取り組み . . . . .            | 6  |
| 4 第1次～3次実行計画について . . . . .        | 6  |
| <b>第3章 計画の目標</b> . . . . .        | 7  |
| 1 削減目標の設定 . . . . .               | 7  |
| <b>第4章 具体的な取り組み</b> . . . . .     | 8  |
| 1 財およびサービスの使用に当たっての取り組み . . . . . | 8  |
| 2 財およびサービスの購入に当たっての取り組み . . . . . | 9  |
| 3 建築物の建築及び管理等に当たっての取り組み . . . . . | 9  |
| 4 ごみの減量・資源化に当たっての取り組み . . . . .   | 10 |
| 5 職員の環境保全意識の向上 . . . . .          | 10 |
| <b>第5章 推進・点検体制等</b> . . . . .     | 11 |
| 1 推進体制と方法 . . . . .               | 11 |
| 2 点検体制 . . . . .                  | 11 |
| 3 公表 . . . . .                    | 11 |

# 第1章 計画策定の背景

## 1 計画策定の背景と位置付け

稲敷地方広域市町村圏事務組合地球温暖化防止実行計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条に基づき温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「実行計画」という。）を策定するものです。

当組合では、平成15年3月に「稲敷地方広域市町村圏事務組合地球温暖化防止実行計画」、平成21年3月に「稲敷地方広域市町村圏事務組合第2次地球温暖化防止実行計画」、平成25年3月に「稲敷地方広域市町村圏事務組合第3次地球温暖化防止実行計画」（以下「前計画」という。）を策定し、当組合の事務事業から発生する温室効果ガス排出量の削減に取り組んできました。

前計画の計画期間の満了による計画の見直しと、更なる温室効果ガスの排出量削減を実施するため「稲敷地方広域市町村圏事務組合第4次地球温暖化防止実行計画」を策定するものです。

### ※地球温暖化対策の推進に関する法律（一部抜粋）

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

1 計画期間

2 地方公共団体実行計画の目標

3 実施しようとする措置の内容

4 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年1回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

## 2 計画の目的

この計画は、地球温暖化防止に資するため、組合施設の事務事業活動に伴い排出される温室効果ガスを抑制するとともに、自ら事業者・消費者の立場から地球環境保全に向けた取り組みを率先して実行し、地球環境への負荷の低減を図ることを目的とします。

## 3 計画の期間

計画の期間は、平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間とし、基準年度を平成 27 年度とします。目標年度については、平成 34 年度に設定します。

## 4 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、以下の 11 施設における事務事業とします。

表 1-1 計画の対象施設

| 対象施設        | 住 所                  |
|-------------|----------------------|
| 事務局         | 龍ヶ崎市 3571 番地 1       |
| 消防本部        | 同上                   |
| 龍ヶ崎消防署      | 龍ヶ崎市 1759 番地         |
| 龍ヶ崎消防署新河分署  | 河内町長竿 5765 番         |
| 龍ヶ崎消防署西部出張所 | 龍ヶ崎市馴柴町 1 区 23 番地の 2 |
| 牛久消防署       | 牛久市栄町 4 丁目 1 番地      |
| 牛久消防署東部出張所  | 牛久市久野町 798 番地 1      |
| いなほ消防署      | 稲敷市犬塚 1570 番地 2      |
| いなほ消防署桜東分署  | 稲敷市上須田 355 番 1       |
| 阿見消防署       | 阿見町若栗 3337 番地        |
| 利根消防署       | 利根町布川 2073 番地        |

## 5 新たな施設の取り扱い

平成 30 年度以降、新たに開設する施設の取り扱いについては、本計画の対象施設に含むものとします。

## 6 対象とする温室効果ガス

本計画で削減対象とする温室効果ガスは、法律で定められた削減対象となる7種類（二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF<sub>6</sub>）、三ふっ化窒素（NF<sub>3</sub>））のうち地球温暖化にもっとも影響の多い二酸化炭素を対象とします。

表 1-2 温室効果ガスの種類

| 温室効果ガス                    | 地球温暖化係数※    | 性 質  | 用途, 排出源                    |
|---------------------------|-------------|--|----------------------------|
| 二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )  | 1           | 代表的な温室効果ガス。                                      | 化石燃料の燃焼など。                 |
| メタン (CH <sub>4</sub> )    | 25          | 天然ガスの主成分で、常温で気体。よく燃える。                           | 稲作, 家畜の腸内発酵, 廃棄物の埋め立てなど。   |
| 一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O) | 298         | 数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物（例えば二酸化炭素）などのような害はない。 | 燃料の燃焼, 工業プロセスなど。           |
| ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)      | 1,430<br>など | 塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン。強力な温室効果ガス。                   | 冷媒, 化学物質の製造プロセス, 建物の断熱材など。 |
| パーフルオロカーボン類 (PFCs)        | 7,390<br>など | 炭素とふっ素だけからなるフロン。強力な温室効果ガス。                       | 半導体の製造プロセスなど。              |
| 六ふっ化硫黄 (SF <sub>6</sub> ) | 22,800      | 硫黄の六ふっ化物。強力な温室効果ガス                               | 電気の絶縁体など。                  |
| 三ふっ化窒素 (NF <sub>3</sub> ) | 17,200      | 窒素とふっ素からなる無機化合物。強力な温室効果ガス。                       | 半導体の製造プロセスなど。              |

※ CO<sub>2</sub>の温室効果を1とした時の温室効果の強さを表わします。

## 第2章 温室効果ガス排出量の現況

### 1 温室効果ガスの要因となる燃料使用量

温室効果ガスの発生要因は燃料と電気の使用により排出されるもので、設備の更新や職員の取り組みによる効果が現われやすい部分です。

表2-1 燃料使用量の推移

単位：ℓ, m<sup>3</sup>, kwh

| 年 度     | 19<br><small>(第2次計画基準年度)</small> | 24        | 25        | 26        | 27        |
|---------|----------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ガソリン    | 75,609.3                         | 76,168.9  | 77,974.6  | 75,626.8  | 89,991.8  |
| 軽 油     | 28,510.3                         | 32,389.0  | 35,546.0  | 33,358.6  | 49,240.0  |
| 電 気     | 797,439.0                        | 624,340.0 | 628,830.0 | 608,022.0 | 785,963.0 |
| 都市ガス    | 4,629.0                          | 4,544.0   | 4,443.0   | 4,277.0   | 3,178.0   |
| 灯 油     | 36,945.0                         | 28,998.6  | 28,867.0  | 24,961.0  | 23,690.0  |
| L P ガ ス | 8,668.8                          | 6,555.9   | 6,502.6   | 6,144.1   | 6,969.6   |

※ 平成27年度は阿見消防署の使用量も含まれております。

### 2 温室効果ガスの排出量

前計画（計画期間：平成25年度～平成29年度）では、平成29年度を目標年度とし、基準年度である平成19年度より二酸化炭素排出量を15%削減する目標を掲げ取り組んできました。

なお、温室効果ガス排出量の推移については、以下のとおりです。

表 2-2 燃料別二酸化炭素排出量の推移

単位：kg-CO<sub>2</sub>

| 年 度   | 19<br>(第3次計画基準年度) | 24         | 25         | 26         | 27         |
|-------|-------------------|------------|------------|------------|------------|
| ガソリン  | 175,413.58        | 176,711.85 | 180,901.07 | 175,454.18 | 208,780.98 |
| 軽 油   | 74,696.99         | 83,563.62  | 91,708.68  | 86,065.19  | 127,039.20 |
| 電 気   | 442,578.65        | 289,693.76 | 330,135.75 | 322,859.68 | 392,981.50 |
| 都市ガス  | 9,304.29          | 9,815.04   | 9,596.88   | 9,238.32   | 6,864.48   |
| 灯 油   | 91,993.05         | 72,206.51  | 71,878.83  | 62,152.89  | 58,988.10  |
| LPガス  | 52,012.80         | 43,268.94  | 42,917.16  | 40,551.06  | 45,999.36  |
| 合 計   | 845,999.36        | 675,259.72 | 727,138.37 | 696,321.32 | 840,653.62 |
| 基準年度比 | —                 | △20.18%    | △14.05%    | △17.69%    | △0.63%     |

※ 平成27年度は阿見消防署の使用量も含まれております。

表 2-3 燃料別二酸化炭素排出量の推移

単位：kg-CO<sub>2</sub>

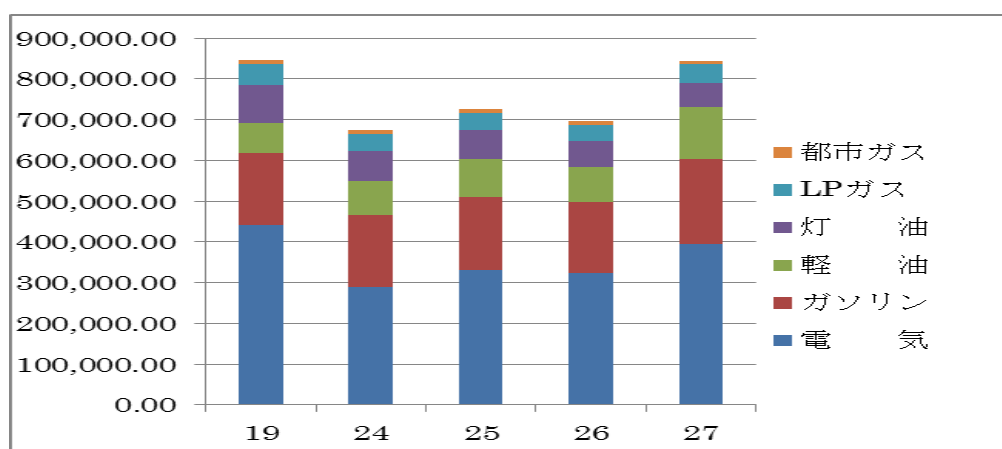


表 2-4 温室効果ガス排出量の算定に用いる排出係数

| 燃 料  | 排出係数                         | 燃 料  | 排出係数                                   |
|------|------------------------------|------|--|
| ガソリン | 2.32kg-CO <sub>2</sub> /ℓ    | 都市ガス | 2.16kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>3</sup> |
| 軽 油  | 2.58kg-CO <sub>2</sub> /ℓ    | 灯 油  | 2.49kg-CO <sub>2</sub> /ℓ              |
| 電 気  | 0.500kg-CO <sub>2</sub> /kwh | LPガス | 6.6kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>3</sup>  |

表 2-5 電気排出係数

単位 kg-CO<sub>2</sub>/kwh

| 年 度          | 24    | 25    | 26    | 27    |
|--------------|-------|-------|-------|-------|
| 東京電力(株)実排出係数 | 0.525 | 0.531 | 0.505 | 0.500 |

※電気の排出係数は、環境省及び経済産業省が毎年公表する電気事業者の係数を使用しています。

### 3 温暖化対策の取り組み

主な取り組みについては、クールビズ・ウォームビズによるエアコン温度設定の管理、昼休みの消灯、エコドライブの推進を実践しています。

また、各施設では緑のカーテンやすだれを設置し夏の節電に努めています。更に車両の導入には、ハイブリット車や電気自動車を推進しております。

施設面では、平成 27 年度に建築したいなほ消防署には、太陽光発電を取り入れた環境整備を行っております。

### 4 第 1 次～第 3 次実行計画について

当組合では、平成 11 年 4 月に地球温暖化対策の推進に関する法律が施行されたことに伴い、第 1 次実行計画は、平成 14 年度から平成 15 年度にかけて各施設から排出される温室効果ガスの排出量実態調査を行い、平成 16 年 2 月に第 1 次実行計画を策定しました。

また第 2 次実行計画は平成 19 年度を基準年度として、各種燃料使用により排出された温室効果ガスを算出し、平成 21 年度から平成 24 年度の 4 ヶ年をかけて、各種燃料使用量の削減に取り組んできました。基準年度の温室効果ガス排出量に比較して 2%削減することを目標にきましたが、東日本大震災により電気使用量の節電に努めた結果大幅な削減ができました。

第 3 次実行計画も平成 19 年度を基準年度として、平成 25 年度から平成 29 年度の 5 ヶ年をかけて、基準年度の温室効果ガス排出量に比較して 15%削減することを目標に削減に取り組んできました。その結果、平成 27 年度の二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) 排出量は、840,653.62kg-CO<sub>2</sub>でした。燃料別排出量の割合は、電気が全体の 46.75%を占めており、次いでガソリンの 24.84%、軽油の 15.11%と続きます。

なお、ガソリンは救急自動車の出動件数が多いこと、軽油は消防自動車の燃料で災害出動件数が多いことからこのような割合となっております。

平成 27 年度実績は、阿見町消防本部との広域化を実施し阿見消防署の排出量も含み算出しており、平成 19 年度 (基準年度) と比較すると 0.63%の温室効果ガスの削減となりました。



## 第3章 計画の目標

### 1 削減目標の設定

温室効果ガス排出量を平成34年度までに、平成27年度（基準年度）と比較し10%削減を目指します。

平成23年度以降の電気の使用量は、東日本大震災以降の大幅な節電に取り組んだことが定着し、電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の50%未満となっております。ガソリン・軽油の使用に伴って排出される二酸化炭素は全体の40%を占めておりますが、消防車両等の燃料が大半を占めており、災害・緊急出動等に伴う活動のため、大きな削減は難しくなっております。

これからも当組合は、一事業所としての削減義務を負うのは当然であり、地方公共団体として圏民の模範となるよう率先して温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいく必要があります。

表3-1 平成27年度排出量の割合

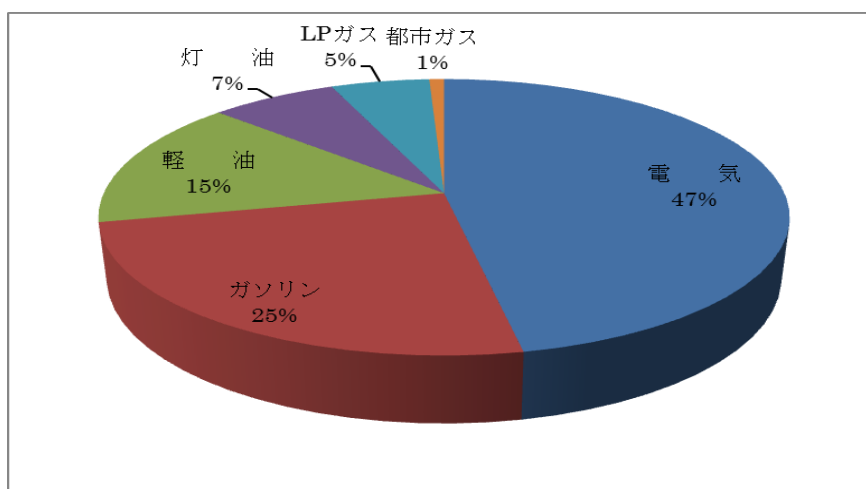


表3-2 温室効果ガスの削減目標値

| 項目        | 基準年度（平成27年度）            | 目標値（平成34年度）                     |
|-----------|-------------------------|---------------------------------|
| 温室効果ガス排出量 | 840 t - CO <sub>2</sub> | 756 t - CO <sub>2</sub> （10%削減） |

## 第4章 具体的な取り組み

原則として、具体的な取り組みを実践するが、それぞれの職場における業務内容等を考慮して取り組みを推進します。

### 1 財およびサービスの使用に当たっての取り組み

電気、燃料等の使用に当たり、徹底的に無駄を省いて省資源を推進し、温室効果ガスの削減をしていきます。

#### 《具体的な取り組み方法》

##### (1) 用紙類の使用量の削減

- ・文書・資料等の簡素化に努めるとともに、事前に必要部数を精査し、作成部数を必要最小限にする。
- ・ミスコピー（印刷）しないよう留意するとともに、両面コピー（印刷）を徹底する。
- ・使用済み用紙の再生利用（裏面利用）や両面使用後の用紙で余白部分がある場合は、メモ用紙としての利用を徹底する。
- ・可能な限り縮小コピー及び縮小印刷を心がけ、ページ数を減らす。
- ・個人持ち資料（印刷物、冊子）は必要最小限とし、署所・課単位で共有する。

##### (2) 電気使用量の削減

###### ① 照明の適正管理

- ・始業前、昼休み、時間外勤務時の照明は、業務に支障のない範囲で、不必要な箇所の照明は消灯する。
- ・自然光を活用し、照明利用時間を削減する。
- ・会議室、給湯室、トイレ、更衣室等の照明は、使用后必ず消灯する。
- ・不必要な電灯の消灯等を徹底する。
- ・定期的に清掃し、照明機能を保持する。

###### ② 空調機器の適正管理

- ・夏期、冬期は原則的に時節合わせた適切な服装とする。
- ・エアコンの適切な温度管理及び運転時間を設け、節約に努める。
- ・空調効果を高めるため、すだれ、みどりのカーテン等を活用する。
- ・定期的にエアコンフィルターの清掃を行い、吹き出し口付近に障害物等を置かない。

③ O A機器等の適正管理

- ・パソコン、コピー機等の電気製品は省電力モードでの利用に努める。
- ・昼休みや時間外勤務時等は、業務に支障のない範囲で、電源を切る。
- ・長時間使用しないときは、機能に支障がない限り、プラグを抜き待機電力を削減する。

④ その他機器の適正管理

- ・自動販売機の省エネルギー型への転換について、設置業者に協力を求める。

(3) 燃料使用量の削減 ※ここでいう公用車は緊急車両を除く。

① 公用車の利用合理化等

- ・エコドライブ（アイドリングストップの徹底，エアコン温度の適正管理，タイヤの空気圧調整等）を厳守する。
- ・相乗りの励行，また，近隣への業務出向は，急を要する場合を除き，自転車や徒歩とする。
- ・燃費の良い公用車を優先的に利用するよう努める。
- ・救急車の適正利用について，協力をお願いする。

② 空調機器・燃料使用機器の適正利用・管理

- ・エネルギー供給設備の適正運転を図る。
- ・給湯は，季節や目的にあわせた適正な温度で利用するなど，燃料使用機器等の省エネルギー運転に努める。
- ・夏期の入浴はシャワーとし，燃料及び水道水の使用削減に努める。

2 財およびサービスの購入に当たっての取り組み

物品（用紙，印刷物，衛生紙，電気製品，文具・事務機器，公用車）等の購入に当たり，環境への負荷が少ない製品等を積極的に購入することで，環境負荷の低減を図っていきます。

《具体的な取り組み方法》

- (1) 再生紙の導入を積極的に図る。
- (2) 低消費電力の電気製品の導入を積極的に図る。
- (3) 詰め替え可能な洗剤，文具等を使用する。
- (3) 公用車については，使用実態を考慮し，ハイブリット車・電気自動車等の導入を図る。

3 建築物の建築及び管理等に当たっての取り組み

自然環境を活かし，自然と共生できる施設の整備と管理を図っていきます。

《具体的な取り組み方法》

(1) 建築物の建築における省エネルギー対策の徹底

- ① 温室効果ガス排出量の少ない燃料を使用する施設の整備に努める。
- ② 省エネルギー設備の導入に努める。
- ③ LED 照明器具及びエリアに配慮したスイッチ回路の導入に努める。
- ④ 敷地の緑化に努める。

(2) 既存の建築物における省エネルギー対策の徹底

エアコンの適切な温度管理及び運転時間を設け、節約に努める。(再掲)

4 ごみの減量・資源化に当たっての取り組み

ごみの発生を抑制するとともに、ごみを可能な限り資源として再生、再利用していくことの重要性を認識し、積極的に取り組みを推進します。

《具体的な取り組み方法》

(1) 廃棄物排出量の削減

- ① ごみ箱を共有化するなど、事務室内のごみ箱数を必要最低限とする。
- ② 各種行事（会議を含む）の開催時には、ごみの排出を出来るだけ削減する。

(2) リサイクルの推進

- ① 地域の自治体に応じて、ごみと資源ごみの分別を徹底するとともに、ごみとして捨てる前に、リサイクル可能かどうかを判断し、ごみを減らすよう努める。
- ② 使用済み用紙の再生利用（裏面利用）や両面使用後の用紙で余白部分がある場合は、メモ用紙としての利用を徹底する。(再掲)

5 職員の環境保全意識の向上

職員一人ひとりが、地球温暖化防止の必要性を認識し、エネルギーの削減と有効利用を図ることが、環境負荷の低減だけでなく、費用の節減にもなることを理解して自発的な取り組みがなされるよう、職員への情報提供を推進します。また、国からの施策を通じてハッピーマンデー、プレミアムフライデー、ゆう活等の実践的な活動を行い、日々の生活の中に「省エネルギー」や「温暖化防止」の視点を取り入れてもらうとともに、これまでのライフスタイルからの転換を促すことにより、職場での温暖化対策を推進します。

## 第5章 推進・点検体制等

### 1 推進体制と方法

稲敷地方広域市町村圏事務組合環境行政推進委員会を頂点とした推進体制により、計画に基づく取り組みを推進します。

また、稲敷地方広域市町村圏事務組合環境行政推進実行委員会会議を開催し、職員の環境保全意識の向上と取り組みの共有化を図り、計画を各所属で推進していくために、各所属に実行委員を置き、最も適した方法で実行していくこととします。

### 2 点検体制

燃料使用量の現況把握を行うため、実行委員は毎月ガソリン、軽油、電気使用量等の燃料使用量を事務局管理課に提出するものとします。

また、燃料使用量が著しく増加または減少した時は、その原因を究明し、必要に応じて改善を行い、目的・目標の進捗状況を把握していくこととします。

### 3 公表

本計画の内容・進捗状況・温室効果ガス排出量等については、年一回ホームページ等により公表します。

稲敷地方広域市町村圏事務組合  
第4次地球温暖化防止実行計画

---

平成30年3月

稲敷地方広域市町村圏事務組合事務局

〒301-0837 龍ヶ崎市 3571 番地 1

電 話 0 2 9 7 - 6 4 - 3 7 4 1

F A X 0 2 9 7 - 6 4 - 5 1 4 6

---